

令和7年度 五所川原市障害者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることを目的とする。

2 用語の定義

本方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

本方針は、市の全ての機関が発注する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に適用する。

4 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所
 - ア 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - イ 地域活動支援センター
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 就労移行支援事業所
 - オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- (2) 障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号）に基づく事業所
 - ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（※注1）
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）
 - イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

- (1) 物品
 - ア 事務用品・書籍
 - イ 農作物類（野菜、農作物加工品等）

ウ その他障害者就労施設等が提供可能な物品

(2) 役務

- ア 印刷
- イ クリーニング
- ウ 軽作業（施設・公園等の除草・清掃作業等）
- エ その他障害者就労施設等が提供可能な役務

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等が供給できる物品等の特性を踏まえつつ、全庁的に障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (2) 調達を円滑に進めることができるよう障害者就労施設等から提供可能な物品等については、当該施設等からの情報をもとに各部局へ情報提供を行うこととし、各部局はその情報に基づき障害者就労施設等から直接調達するものとする。
- (3) 障害者総合支援法に基づく事業所等に係る物品等の情報収集及び受発注調整に当たっては、共同受注窓口（※注2）である「青森県社会就労センター協議会」を積極的に活用し、発注推進を図るものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 本方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、翌年度の5月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

8 調達の目標

本年度においては、物品及び役務の合計額が3,094,000円を上回る実績とする。

（※目標額設定の考え方 過去3か年の実績の平均額に、目標伸び率10%以上を加算）

9 その他

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うこととする。
- (2) この方針に関する担当窓口は、福祉部福祉政策課とする。

注1 重度障害者多数雇用事業所の要件（以下の要件を全て満たす事業所）

- ①障害者の雇用者数が5人以上
- ②障害者の割合が従業員の20%以上
- ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

注2 障害者の自立と社会参加を促進するために、障害者就労施設等の作業の受注確保や製品等の販路拡大等に取り組んでいる事業者団体。